

平成21年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成21年12月11日 午前10:00

○閉 会 午後 1:54

○出席議員（22名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
4 番 佐々木 嘉 一	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 恵佐雄	8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久
10 番 赤 平 末次郎	11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝
13 番 佐 藤 昇	14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦
16 番 菅 原 久 和	17 番 中 川 光 博	18 番 鈴 木 斌次郎
19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見
22 番 藤 原 幸 作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥田野 耕 二	総 務 部 長 伊 藤 賢 志
会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長 山 口 義 光
水 道 局 長 澤 井 昭	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 宮 田 隆 悦	福 祉 保 健 部 長 小 林 健 一
総 務 課 長 児 玉 俊 幸	企 画 政 策 課 長 鈴 木 司
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 幸 村 公 明
税 務 課 長 川 上 護	収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎
市 民 課 長 鈴 木 利 美	生 活 環 境 課 長 近 藤 進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川 上 秀 佐 男	追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博
社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男	高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子
健 康 推 進 課 長 伊 藤 正 吉	産 業 課 長 伊 藤 清 孝
都 市 建 設 課 長 藤 原 貞 雄	下 水 道 課 長 三 浦 永 寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成21年12月11日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第69号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例（案）について
- 日程第 2 議案第70号 潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の
一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第71号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第 4 議案第73号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）に
ついて
- 日程第 5 議案第74号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第75号 平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）（案）について
- 日程第 7 議案第76号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）（案）について
- 日程第 8 議案第77号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3
号）（案）について
- 日程第 9 議案第78号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）（案）について
- 日程第10 議案第79号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3
号）（案）について
- 日程第11 議案第80号 平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第81号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）
（案）について

日程第 1 3 請願・陳情について

日程第 1 4 各常任委員会の報告について

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長

日程第 1 5 議会改革特別委員会の報告

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

なお、伊藤栄悦議員が遅れるという連絡が入っております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第69号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）についてから 日程第13、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第69号から日程第13、請願・陳情までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第14、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第14、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をします。

1. 審査年月日 平成21年12月7日

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、鈴木斌次郎、藤原幸作、
大谷貞廣

3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、各関係課長

4. 書記 総務部収納課 鈴木整

5. 審査の経過と結果

議案第69号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について。

本案は、市民の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図り、市の機関等にかかわる申請、届出等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるよう共通事項を定める必要があるため、関係条例を制定するものです。

委員からは、申請項目や手続についての質問があり、当局からは、現在は届出等で済むものが中心ですが、今後は申請・許可等の双方向の手続についても検討していくとのことでした。また、手続については、市のホームページからインターネット上で手続を行うことになるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について申し上げます。

1款1項市民税は6,700万円の減額です。個人分については、給与所得者の所得の落ち込みが大きくなっており、前年度と比較しますと5%の減となります。法人分については、不況により調定額が当初見込みより大幅に下回ったためです。

13款2項国庫補助金は、くらかけ沼公園の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の確定分22万2,000円の減額です。

18款1項繰越金は、前年度繰越金で補正額は3,781万5,000円です。

19款5項雑入は、市営住宅の火災保険料386万6,000円が主なものです。

委員からは、法人税の減額は6月、9月にもあったようだが、いくら減額されていたのかとの質問があり、当局からは700万円くらいの還付があり、4,000万円以上落ち込んでいるとの回答がありました。

歳出について申し上げます。

各款にわたる人件費関係の補正額は、人事院勧告に伴うものと共済負担率の変更によるものです。

2款1項1目一般管理費の主なものは、退職手当負担金2,911万6,000円で、退職者の特別負担金分です。5目財産管理費の主なものは、修繕料52万3,000円です。これは市議会議員の改選による名札標柱や議会構成板の改修費と強風被害のあった掲示板2か所の修繕料です。6目企画振興費は、来年度が総合発展計画後期基本計画策定年度になっ

ており、そのためのアンケートを実施するための経費とNHKのど自慢の請負差額分です。10目自治振興費の主なものは、自治会活動推進費補助金198万6,000円の減額です。16目地域再生事業費の主なものは、設計等委託料57万2,000円で、これは6月の補正で2,000万円の予算を計上していましたが、実施業務委託料として1,890万円の契約をしており、残額が110万円で、今回の補正は現況測量するもので、現在の温泉施設、スカイタワー、大型トイレおよび駐車場の位置・高さ等を明らかにするものです。積算見積りが167万2,000円ですので、その差額分です。

委員からは、退職手当負担金と退職者の人数等についての質問があり、当局からは、今回の補正は特別負担金の計上で、人事院勧告等負担金額の確定するこの時期に行っているものです。また、退職者数は21人で、定年退職が18人、勸奨によるものが3人との回答がありました。

本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第14号、暮らしを支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情について。

現政権でも審議中であり、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、常任委員長への質疑は、ご承知のとおり、ただいま報告されました審査の経過と結果についてであります。

また、各補正予算案につきましては、質疑、討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例案、請願、陳情につきましては採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第69号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番（佐々木嘉一） 委員会審査、大変御苦労さんでございました。

1つだけお願いします。施行期日が平成22年3月1日となっておりますが、その辺の理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ただいまの期日のことについては、当局のことです。総務省からの23年云々ということは話は聞いております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 2ページにありますけれども、10目の自治振興費の主なものとして自治会活動推進費補助金が198万6,000円の減額と報告されておりますけれども、なぜこのように自治会活動推進費補助金を減額したのかというところをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 減額の理由についてですけれども、当初は世帯割の世帯数に増加分を見込んで計上しておりましたけれども、実績との差が出たわけでございます。そういう理由でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 委員長の報告の歳入にありますけれども、市民税の減額があると、6,700万円の減額になるということですが、ここに報告されているように不況によるものだということでもありますけれども、滞納についての見込みとか見通しというようなことについては委員会審査の中で触れているのかというのが1点であります。

それから2点めですが、3ページの報告にありますように、現在の温泉施設、スカイタワー、大型トイレ、駐車場の位置・高さ等を明らかにするための委託料が計上されているということですが、この位置・高さを明らかにするというのは、どういう目的でこういう事業になるのか、事業の内容等についての審査内容をお知らせいただきたいと思

います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 1点めの滞納のそのところはやっておりません。

それから2点めのスカイタワーの件については、先ほど説明したとおりでございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 補正予算の中で市民税の減額見込みというのは仕方がないところではありますが、やはり不況によってこれだけ下がるということであると、懸念されるのはその先、滞納がどれぐらいになってしまうのかと。それによって来年度予算の組み方にも影響があるのでないかというところではありますが、委員会審査の中では滞納等についての審査がなかったということでやむを得ませんが、2点めのこの…先ほどご説明のとおりということでしたが、報告にあるように位置・高さを明らかにするための測量を行うというような内容の事業に1,890万円の計上があるわけですが、やはり小さい金額でないものですから、この事業が何のためにこの位置や高さ、地図を作るためのものなのか何なのかというところで内容等の審査、精査はなかったものなのか、再度お伺いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

.....
午前10時21分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

確認申請にかかわる手数料でございます。直売所施設の建物の確認申請にかかわる手数料でございます。

○議長（藤原幸作） 関連しまして戸田副委員長から、もし補足する事項がございましたら発言願います。2番。

○2番（戸田俊樹） 農山村活性化プロジェクト、このことについては既に予算計上されて1,890万円を計上されていますけれども、これが確認申請をするために加工所、直売所等について位置を確定しなければならないということで今回、差額の分を補正したということで、その補正額が57万2,000円ということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。17番。

○17番（中川光博） 歳出についてお尋ねしたいと思います。

2款1項1目の退職者の特別負担金ということで説明いただいていますけれども、また、委員の中からも質問があり、議論されているようですけれども、この特別負担金のその内容について教えていただければと思います。

あわせて、通常定年退職者の場合と勸奨による退職者の場合の違いがあるのかどうか、そこも議論がありましたら教えていただければと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） この勸奨の方なんですけれども、この実績ですか、これは実績というものがございませんので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 17番、よろしいですか。

○17番（中川光博） はい、結構です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。最初に原案に反対者の発言を許します。

11番。

○11番（藤原典男） 議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について、私は反対の立場から討論をしたいと思います。

今回提出されている補正予算案には、人事院勧告に伴う職員期末手当の削減等が盛り込まれております。期末手当の削減は職員の家族、職員、それから地域経済に与える影響が大きいので、私はこの部分だけについては反対致します。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、陳情第14号、くらしを支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号については、総務常任委員長の報告は継続審査です。

これより採決致します。陳情第14号について継続審査することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第14号は継続審査することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長(千田正英) おはようございます。

ただいまから、第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日 平成21年12月7日

出席委員 伊藤栄悦、佐々木嘉一、澤井昭二郎、赤平末次郎、伊藤博、千田正英

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 市民生活部生活環境課 川上裕隆

審査の経過と結果

議案第70号、鴻上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、有線放送電話に指定管理者制度を導入し、行財政運営の効率化を進め、利用者へのサービス向上を図るため関係条例の一部を改正するものであります。

委員からは、現状がどうなっているのかと指定管理者制度を導入した場合のメリットはどこにあるのか、住民の声が反映されているのかとの質疑があり、現状については平成16年の1,202戸をピークに年々減少傾向にあることと、メリットについては経費節減ができる、財政負担の軽減を図ることができるなど行政改革にもつながるとのことでした。

また、住民の声については、各地域代表、議員の代表、学識経験者からなる有線放送事業運営委員会の意見を反映させながら進めているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に適合していることが確認され廃止されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金は、生活保護費負担金3,357万5,000円の増額です。2項1目民生費国庫補助金は、子育て応援特別手当事務費交付金214万5,000円の減額です。

14款2項3目衛生費県補助金881万7,000円の増額は、新型インフルエンザ予防接種事業によるものです。3項3目衛生費委託金20万円の増額は、女性の中高年期からの健康支援事業委託金です。

17款1項1目特別会計繰入金の主なものは、後期高齢者医療特別会計繰入金280万1,000円の増額です。

歳出について申し上げます。

各款にわたる人件費関係の補正は、人事院勧告による給料、職員手当等、共済組合負担金率の改定によるものが主なものです。

3款1項6目老人福祉費の185万3,000円の減額は、敬老式に関する精算による120万円が主なものです。7目介護保険費の96万7,000円の減額は、介護保険事業特別会計繰出金で、人件費以外の主なものは介護保険パンフレット作成請負差額分の37万1,000円です。

3款2項9目子育て応援特別手当給付事業費214万5,000円の減額は、国の予算執行停止により減額したものです。

3款3項2目扶助費4,476万7,000円の増額は、医療扶助費が主なものです。

3ページです。

委員からは、扶助費の増額は政権交代によるものなのかとの質疑があり、母子加算が12月から復活したことに伴い、ひとり親世帯就労促進費については廃止されたことと、

7月から学習支援費が支給されることが政策によって変更されたとの回答がありました。また、それとは別に医療扶助費が増額になったのは、人工透析者が生活保護の方に移行してきたことによるとの回答がありました。

4款2項2目廃棄物対策費537万3,000円の減額は、収集用ごみ袋購入契約の差額です。3目クリーンセンター費284万8,000円の増額は、ガス冷却塔耐火物の修繕と各種委託契約の差額が主なものです。

委員からは、整備計画、修繕規模の考え方、内容等について質疑があり、ごみ処理基本計画等で具体的な整備計画を立て、修繕については通常の定期補修費として3,000万円から5,000万円程度見込んでいるとの回答がありました。

9款1項1目消防費70万7,000円の増額は、消防分団器具庫にトイレを設置する工事が主なものです。2目災害対策費48万9,000円の増額は、防災センターの備品が主なものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、平成21年度潟上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ1,460万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ37億3,242万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、前年度の繰越金を歳入に見込んだことによる減額および昨今の社会経済状況の悪化等を考慮した減額となっております。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしました。

議案第75号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,114万5,000円とするものです。

主なものは、平成20年度の精算によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3,142万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ26億1,927万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、8款1項1目繰越金3,239万2,000円の前年度繰越金です。

歳出の主なものは、2款1項1目介護サービス給付費1,042万7,000円の減額は、施設介護サービス給付費の利用見込みの減によるものです。

4項1目高額介護サービス費832万7,000円の増額は、短期入所生活介護サービスおよびグループホームの利用者増に伴う高額介護サービス対象者の見込み増によるものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金に19年度までの国庫負担金等が確定したことにより3,239万2,000円を積み立てるものです。

委員からは、グループホーム施設の許認可と施設が増えているのかとの質疑があり、グループホーム施設は地域密着型サービス事業所として市で指定することになっていることと事業所は増えていないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,744万1,000円とするものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第11号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について。

本陳情については、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって多重債務問題はさらに改善されると思われることから、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第13号、社会保障と教育予算の拡充を求める陳情について。

本陳情については、社会保障予算を大幅に増やし施策を充実させることなど社会保障予算の拡充を求めるものと思われることから、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第15号、2010年度の年金確保に関する陳情について。

本陳情については、次年度に高齢者の生活を圧迫するような年金の減額改定が懸念されることから、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第16号、最低保障年金制度創設などを求める陳情について。

本陳情については、陳情第15号と同様の理由で、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第17号、後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について。

本陳情については、政府でも国民の声を反映させるべく見直しを図るとしておりますので、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第70号、潟上市有線放送電話の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

議案第71号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さんです。

1点だけお伺いします。報告書の3ページの中間に、9款1項1目の中に消防分団器具庫にトイレを設置するとなっておりますが、これは非常に良いことだと思いますが、このことにつきまして年次計画がどのようになっているのか、もしできたら長中期的な展望でも結構でございますので、その辺のご審議があったのかどうか、あったならばひとつお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 消防器具庫のトイレを年次計画を立てて設置するというので、年間大体2か所を計画しておるそうです。1年間に2か所、各消防団にトイレを設置するということです。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） わかりました。2か所とありますが、潟上市は今、昭和も天王も飯田川もないわけでございますが、例えば昭和に1か所やったら天王に1か所と、このような形でやるのかどうか、そこら辺の内容についてもお話があったらお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） そういうような審査はありませんでしたけれども、年次計画を立てながら順次2か所設置をしていくと、そういう当局の説明でありました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 2ページの民生費国庫負担金ですけれども、生活保護費負担金が3,357万5,000円の増額とありますけれども、この内容について審査されましたかどうか、宜しくをお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） これは、療養費の透析の患者が1人移行されたので、それにかかわる医療費でございます。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 2ページの子育て応援特別手当給付金についての質問を致します。

これは3歳児・5歳児の方々が1人当たり3万6,000円という給付を受けるということで大変期待していたところでございますが、突如廃止ということに決定したようでご

ございますけれども、社会厚生常任委員会におきましてどのような審査をされたのか、また、どのような意見等がありましたのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 1 番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） これは国の予算執行の停止によるものであるという当局の説明でありました。審査はしておりません。そういう説明をいただきました。

○議長（藤原幸作） 7 番。

○7 番（佐藤恵佐雄） ただいま委員長のお話がありましたことに対しまして、私、反対致しますので、反対討論をさせていただきます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番。

○7 番（佐藤恵佐雄） ただいまの子育て応援特別手当の予算に対しまして、反対の討論をさせていただきますと思います。

まず先ほども申したとおり、子育て応援特別手当の凍結を決めましたことに対しまして、国民の失望と地方の反発が強まっているということでもあります。

特別手当の3歳、5歳児を対象に1人当たり3万6,000円を支給する予定でありました。既に欧米諸国では実施されている幼児教育無償化の第一歩として期待されていたものでございます。3万6,000円は本当に大きいわけでございますが、子供の教育のために使おうと予定していた方々は大変ショックを受けている現状であります。「勝手に中止するのはひどい」などの声があり、怒りをあらわにしているところもあります。

何よりもまず全国知事会などで地方六団体や市町村の首長、地方議会が地域主権をうたう新政権によって一方的に破棄するのは期待を裏切り、踏みにじる措置と言わざるを得ないと政府に厳重に抗議しているところでもあります。

このような状況下にあっても市民の生活の混乱を防ぐために、3歳児・5歳児に1人当たり3万6,000円の支給を市の基金を取り崩すなどして対応している自治体もございます。本市としてもそのような対応をしていただきたかったわけでございますが、それは国・県の動向を見てからやると、このような答弁がありましたけれども、いずれにしてもこういう一度決めた国の審議の中で撤回するという事は、これは議会民主主

義に反するものであると、このように私は思っておりますので、その意味合いからしまして今回の予算に対します反対討論を致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第74号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 国民健康保険税の特別会計は今般1,460万7,000円の減額ということで、数字はこのようになっておりますけれども、歳入の調整をされた今回は、国保税で2億7,000万円の減額、そして国庫支出金では7,300万円の増、そして繰越金から1億8,621万円を出して歳入の調整をされたということで、実態論が6月に確定してこのようになったということでしょうけれども、では次年度以降についてはどうなるのかということについて各3地区の保険税を統一することについて当局からの説明や、また、審査があったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） ただいまの2番さんの質問に対しまして、決算に対しては当局の説明はありませんでした。22年度で3町の均一統制をする予定になっております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第11号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号については、社会厚生常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第11号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第11号は採択することに決定致し

ました。

次に、陳情第13、社会保障と教育予算の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号については、社会厚生常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第13号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第13号は採択することに決定致しました。

次に、陳情第15号、2010年度の年金確保に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第15号については、社会厚生常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第15号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第15号は採択することに決定致しました。

次に、陳情第16号、最低保障年金制度創設などを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号については、社会厚生常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第16号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第16号は採択することに決定致しました。

次に、陳情第17号、後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第17号については、社会厚生常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第17号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第17号は採択することに決定致しました。

暫時休憩致します。再開は11時5分とします。

午前10時54分 休憩

.....
午前11時05分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番西村産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(西村 武) それでは、ただいまより産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

平成21年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をします。

1. 審査年月日 平成21年12月 7 日
2. 出席委員 藤原典男、小林 悟、菅原久和、堀井克見、西村 武
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
4. 書 記 農業委員会 原田 潤
5. 審査の経過と結果

議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について主なものを申し上げます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は17万8,000円の増額で、この内訳は、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金が農業機械等の購入変更により32万2,000円の減額、新規営農法人を支援する集落型農業法人育成総合支援事業交付金が50万円の増額となっております。

歳出について主なものを申し上げます。

はじめに、各款にわたる人件費については、人事院勧告と共済組合負担金の負担率改定によるものでございます。

4款1項7目浄化槽普及費は206万6,000円の減額で、合併処理浄化槽事業特別会計への繰出金です。

6款1項農業費は724万9,000円の減額で、主なものは農業振興費の農業振興地域整備計画策定委託料が請負差額による91万3,000円の減額、農業集落排水事業特別会計への繰出金が418万4,000円の減額です。

8款2項道路橋梁費の主なものは、道路新設改良費の交付金事業の精算によるもので、調査設計など委託料が314万4,000円の減額、追分下出戸線と広域秋田五城目線に係わる道路改良工事費が6,850万円の増額、改良工事負担金が6,500万円の減額となっております。

委員からは、道路橋梁費の大清水下谷地線こ線橋改修に係わる改良工負担金の減額補正と道路改良工事費への予算組み替えについて質問があり、当局から、JRとの事前協議の結果、構造上の理由から本年度の工事を断念し、22・23年度で改めて施工することとした。そのため他継続路線の工事費へ組み替えて施工するとの回答がありました。

8款4項都市計画費は927万6,000円の減額で、主なものは公園費の光熱水費が142万7,000円の増額、下水道事業特別会計への繰出金が1,042万2,000円の減額です。

8款5項住宅費は386万6,000円の増額で、9月10日の火災による新関団地1棟の補修

工事に係るものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ36万3,000円を減額し、総額を2億1,320万5,000円とするものです。

歳入について主なものを申し上げます。

5款1項一般会計繰入金は418万4,000円の減額です。

6款1項繰越金は、決算額の確定により293万5,000円の増額です。

9款1項県補助金は、羽立湖岸地区の農業集落排水維持適正化事業の県単補助金として115万円の増額です。

歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、消費税納付額確定により16万4,000円の減額です。

1款4項2目機能強化対策事業費は、高度処理関係委託料の実績見込みにより19万9,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ397万9,000円を追加し、総額を21億8,939万円とするものです。

歳入について主なものを申し上げます。

5款1項一般会計繰入金は1,042万2,000円の減額です。

6款1項繰越金は、決算額の確定により1,530万1,000円の増額です。

歳出について主なものを申し上げます。

1款1項1目一般管理費は1,112万4,000円の増額で、そのうち流域下水道維持管理負担金は、平成20年度分の消費税が増え、不足額を流用したことにより430万9,000円の増額です。同じく公課費の消費税は平成21年度分を12月と3月に納付するため、641万5,000円の増額です。

2款1項2目公債費の利子は、借入利率の確定により556万8,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出とも補正額の増減はありません。

歳入について申し上げます。

4款1項一般会計繰入金は206万6,000円の減額です。

5款1項繰越金は、決算額の確定により206万6,000円の増額です。

歳出について申し上げます。

1款2項1目施設管理費の手数料が1件増えたことにより5,000円の増額と、施設保守管理委託料が5,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的支出について申し上げます。

1款1項営業費用は120万円の増額で、人事院勧告と共済組合負担金の負担金改定による人件費と各浄水場施設の緊急修繕費200万円の増額によるものです。

資本的支出について申し上げます。

補正額の増減はありませんが、目の組み替えに伴うものです。

1款1項3目配水設備費は184万円の増額で、昭和堤の上地区の配水管布設工事に係るものです。

1款1項6目調査費は、組み替えにより184万円の減額となっております。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願。

この件については、昨年の大暴騰以降、一時下落傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然として逼迫した状況にあります。今求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と訣別し、食料自給率を向上させるための方向に踏み出すことと考えることから、本件の請願については全会一致で採択することと決しました。

次に、請願第2号、米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める請願。

この件については、現在の米価水準は米の再生産を根本から破壊するものであり、その打開は一刻も猶予ならない状況にあります。これは政府が備蓄古米を売却する一方、

適正備蓄水準とする100万トンを維持してこなかったこと、さらに国内産の備蓄米の買い入れを拒否しながら膨大な在庫を抱えているミニマム・アクセス米の輸入を計画どおり実施していることが影響していると考えております。

以上のことから、本件の請願については全会一致で採択することに決しました。

次に、陳情第12号、雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情について。

本件は、昨年暮れの年越し派遣村に象徴されるように、派遣切りや雇用破壊が深刻化しております。この状況にストップをかけることが緊急課題となっておることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さん。

私から1点お伺いします。

委員長報告の中の2ページのやや中間ぐらいにあります。予算の組み替えですね、委員長が詳しく説明してありますが、JRとの事前協議の結果云々とありますが、こちら辺で折り合いがつかなくてこういう状況に至ったのか、できたらその内容についてご説明があったら詳しくご説明いただければありがたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 藤原議員にお答えを致します。

これは大清水下谷地線の陸橋の橋台にかかわる負担金でございますけれども、トータル的に申しますと約2億6,000万円ぐらいかかるわけでございます。そこで市としては、JRとこれを3年間で負担計画を求めていったけれども、JRの方ではどうしても、ここでも書いてあるとおり構造上の問題から2か年で完成させたいと、こういうことで、まずそうすれば1億8,000万円ぐらい負担しなければならないので、今回はまずJRと話し合いして、ここにも書いたとおり22年・23年という話がついて、今回はその補助金の組み替えというようなことで6,500万円ですけれども、さらに1億8,000万円となれば市としても財政が大変であるというようなことで、まず補助金ですので今の追分下出戸線の舗装工事、あるいは秋田五城目線の舗装工事の方に予算の組み替えをしたと、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 今の問題と関連を致しますけれども、この道路橋梁費の組み替えの問題でありますけれども、確か起債をして事業費を予算化する。加えて、交付金事業だということでもありますけれども、22年度・23年度で改めて施工するという報告になっておりますが、来年度、事業を行うというのであればこの予算を繰越明許で持ち越して新たに交渉等を行って工事を進めるという方法がなかったのかというような議論が委員会の中でされていたでしょうか。

この道路橋梁費としての予算のことですが、これがJRとの協議でできないことになったので、ほかの道路の改良工事に振り替えをするということですが、委員会の中でこういうようなことの、言ってみれば突発的な事例かもしれませんが、今後ともこういう事例が出てきた場合は繰越明許等で対応するようなことはなく、年度内の振り替え事業で行っていくんだというような当局の姿勢が委員会の審査の中で出されたのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤議員にお答えを致します。

まず、今言ったように構造上の問題というようなことで、どうしても2年間で完成させなければいけないということなので、まず1点はその財源が、繰越明許にしても国の方の申請もまだ伴っていない状況なので、財源がないというようなことから22年・23年度で改めて国の方に申請をしながらそれを解決していくと、こういうことでございまして、この繰越明許の話はその段階では出ません。

それと、こういう事例とか、そういう振り替えとかということよりも、要するに追分下出戸線も、これも計画事業でございまして、平成25年度まで完成予定であったけれども、今回の振り替えをすることによって追分下出戸線は舗装工事すべてが完成すると、こういうことなので、来年度は改めてまた国の方に申請すると、こういうことだそうでございます。

○議長（藤原幸作） 14番よろしいですか。14番。

○14番（伊藤 博） 再度申しわけありませんが、そうすると22年度、来年度からこの事業については、改めて交付事業の申請をやり直しをして、最初からというか計画を振り出しに戻して行うという考え方になるのかということところが1点と、構造上2年で完成させなければならないということですが、2年で工事を完了するのはいいとして

も、JRとの協議もあるのですが、支払いもあわせて2年で完了させなければならないのか、支払いについては何年か猶予を持って何回かに分けて、何年かにわたって支払いを行っていくというような協議ができないのかということについても委員会の中の審査ではいかがだったでしょうか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 今回の改めて交付どうのこうのということは、これは追分下出戸線が完成しておりますので、その分改めてまた申請すると、こういうことをございます。

それとJRに支払いをする、それは当然完成すると支払わなければならないと、当委員会ではそう理解をしております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第79号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、御苦労さまです。

1項1目の一般管理費1,112万4,000円の増額ですけれども、この文言が平成20年度分の消費税が増え、不足額を流用したことにより430万9,000円の増額と、少し理解し難いような表現ですので、審査の内容についてももう少し詳しくお願いします。

というのは、20年度分の消費税が増えたということで支払うのでしょうけれども、ど

こから流用したのかなということなのです。

それから公課費の消費税は12月と3月に納付するということですので、そうすると、消費税は年度内に収めるのだということになると、前年度の分を増額になったから今年納めますというようなことはちょっと理解し難いところもありますので、当局からどのような説明があったかもう一度お願い致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 消費税の負担でございますけれども、要するに20年度分で利用者が非常に増えたというようなことから消費税が増えたわけです。消費税というのは、まず確定は9月なので、ですから前年度予算では、例えば6月と12月ですか、そして3月と6月、こういうふうに年度がまたがって納付しなければならないと。年4回、500万円以上を超えるとこのような状況になっていると、こういうことでございます。ですから消費税があまりにも利用者が増えたものですから足りなかったのを、それを流用したということです。

○議長（藤原幸作） 2番よろしいですか。

○2番（戸田俊樹） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第81号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、請願第1号、EPA、FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第1号については、産業建設常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。請願第1号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定致しました。

次に、請願第2号、米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第2号については、産業建設常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。請願第2号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、請願第2号は採択することに決定致しました。

次に、陳情第12号、雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情について質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第12号については、産業建設常任委員長の報告は採択です。これより採決致します。陳情第12号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第12号は採択することに決定致しました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。9番。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長(佐藤義久) 平成21年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年12月7日
2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久
3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課長
4. 書記 教育委員会幼児教育課 渋谷比奈子
5. 審査の経過と結果

議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について。
歳入について。

13款2項1目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち、次世代育成支援対策交付金は26万5,000円の増額です。

14款2項2目民生費県補助金139万2,000円の減額の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金、公立保育園分221万円の減額、同じく私立保育園分76万1,000円の減額、これは8月1日からの制度改正により保育料の助成額が変更になったためです。

19款4項1目民生費受託事業収入136万2,000円の減額は、広域保育受託園児分の減額によるものです。

歳出について。

各款にわたり人件費の補正がありますが、主に人事院勧告に伴うものと共済負担率の変更によるものであります。

3款2項1目児童福祉総務費の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金152万2,000円の減額と、ひとり親家庭児童保育援助費110万4,000円の増額です。すこやか子育て支援事業費補助金は、認可外保育施設にかかわる制度改正による対象者の減によるものです。ひとり親家庭児童保育援助費は、対象者の増によるものです。

5目保育園費の主なものは、昭和中央保育園の水道の漏水による光熱水費24万3,000円と昭和中央保育園、昭和西保育園、若竹幼児教育センターの消防設備の修繕料39万7,000円です。

7目放課後児童健全育成費は、土曜日の指導員の人数を3名削減したことによる指導員賃金49万6,000円の減額と、4月から緊急雇用対策による臨時事務員が配置になったことにより当初計上していた臨時事務賃金120万1,000円を減額したものです。

5款1項2目勤労青少年ホーム管理費18万7,000円の増額は、勤労青少年ホームの日曜日の開館に伴う臨時事務賃金と使用に伴う光熱水費です。

委員から、日曜日の利用状況について質問があり、10月は88人、11月は194人の利用があったとの説明がありました。

10款1項2目事務局費379万3,000円の減額の主なものは、インフルエンザの感染防止により中止した中学生海外ホームステイ事業助成金331万2,000円の減額です。

4項2目幼稚園費の主なものは、出戸幼稚園の特別指導対象児の登園日が増えたことによる臨時教諭賃金40万8,000円です。

5項1目学校給食費58万1,000円の増額の主なものは、飯田川小学校と東湖小学校のガス回転釜のほか給食備品の修繕料86万7,000円です。

委員からは、安心・安全な給食体制に向けての取り組みについての質問があり、地産地消、食育の推進について引き続き検討していきたいとの説明がありました。

6項3目公民館費134万6,000円の増額の主なものは、工事請負費139万2,000円で、天王公民館と出戸新町分館および飯田川公民館の畳の入れ替え工事です。

7項1目保健体育総務費の主なものは、国体の出場者と今後の春の高校選抜大会出場予定者を含めた25名分の全国大会出場祝金25万円です。

3目体育施設費227万6,000円の減額の主なものは、工事請負費の210万6,000円の減額で、事業の精算によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告のありました議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 質問を致します。

1点めは報告の2ページにありました中学生の海外ホームステイ事業の助成金について、今年度はインフルエンザ感染予防によって中止をするということではありますが、次年度以降の対応というようなことが当局から方針が示されていたかというところを確認させていただきたいと思います。

それから2点めですけれども、報告の最後のところに出てきたわけですが、体育施設費の工事請負費の210万6,000円の減額、内容を見ましたら天王柔道場の畳更新工事の請負差額ということで、198万円と請負差額にしては大きいのではないかなど。その上の方を見ていきますと、報告にもありましたけれども、天王公民館、出戸新町分館、飯田川公民館の3か所の畳入れ替え工事で139万円ということで、ここの柔道場の不用額といいますか請負差額でほかの施設3か所分ぐらいはできてしまうというぐらいの金額になってしまうわけですが、この辺の内容についての委員会審査についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 最初の海外ホームステイ事業、来年度のことについては話はありません。

それから、柔道場の畳の件ですが、天王柔道場畳更新工事については、51%の落札額ということですので、多額の余剰が出たということでもあります。

あと関連してご質問ありましたが、公民館等々は、天王84枚、出戸30枚、飯田川38枚と、畳を入れ替えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番、よろしいですか。

○14番（伊藤 博） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより各会計補正予算案を順次採決致します。

議案第73号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について採決致します。議案第73号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第74号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決致します。議案第74号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第75号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第75号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決致します。議案第76号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第77号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）

(案) について採決致します。議案第77号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第78号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）(案) について採決致します。議案第78号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第79号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）(案) について採決致します。議案第79号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第80号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）(案) について採決致します。議案第80号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第81号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）(案) について採決致します。議案第81号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決しました。

昼食のため、暫時休憩致します。再開は午後1時半とします。

午前 11時47分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第15、議会改革特別委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議会改革特別委員会報告についてを議題とします。

これより議会改革特別委員会について、大谷議会改革特別委員長より報告を求めます。
19番大谷議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（大谷貞廣） 議会改革特別委員会の審査報告を致します。

本委員会は、平成21年3月5日から平成21年12月11日までの間、14回、会議を開催しております。

本日は、委員会に委ねられました11項目について、委員会としての協議が終了しましたので、お手元の報告書に沿って要点を報告致します。

1. 議員定数について

これについては中間報告で報告したとおりであります。定数を2名減じて20名とするもので、9月定例会に提案し、可決されております。

2. 議員報酬について

議員報酬は、その意味を考えると議員活動の対価であります。これからの議員活動は、より広範にわたり、やる気のある市民が議員となり、その活動をしていく意味で生活保障、身分保障が必要となります。議員は市民の負託にこたえるよう研鑽を重ね、汗をかく、それに対して市民から評価をもらうようにすべきであるとの意見で委員会は一致しております。

3. 費用弁償について

これについては、中間報告したとおりであります。議員以外の方々が会議に出席した場合と同様に日額1,000円とするもので、9月定例会に提案し、可決されております。

4. 政務調査費について

政務調査費は、本議会においても交付は必要であるが、現在の社会経済などの諸情勢などを見ると、何よりも市民からの理解が得難いとの考え方で一致しております。

しかしながら、市民が理解できるような形での交付を将来的に目指すべきこともあわせて確認しております。

5. 議会報告会について

市民の声を行政に反映させる、議会と市民との意見交換をする場、開かれた議会を目指してという意味で報告会を実施すべきという意見で委員会は一致しております。詳細は改選後の議会で協議、決定していきながら、平成22年3月定例会終了後、速やかに実施すべきとまとめております。

6. 会派について

異動届けについては会派代表者と本人からの提出を認めるものとしております。

7. 議会運営について

議会運営については、地方自治法、条例、規則、規定に即し、議員必携なども参考にしながら対応し、問題があった場合は具体的な事例を示しながら議会運営委員会などで対応していくという基本を確認しております。

また、個別の対応については、①、委員長報告に対する質疑のあり方については、質疑は審査の経緯と結果について行うものであり、議長の議事整理権で対応される。②、質疑の回数については、本会議では3回まで、特に議長が必要と判断した場合は、それ以上もあり得る。委員会においては、基本的には自由である。③、常任委員会開催時の付託案件以外の所管する事務については、定例会中の常任委員会は付託案件の審査に専念し、審査中の質疑の基本は付託案件に関連する質疑だけが認められる。④、議会事務局のあり方については、議会の政策、立案能力の向上のための必要な図書があれば、事務局でできるだけ対応していく。⑤、傍聴者に対する資料の配布については、傍聴者に対して今までどおり一般質問の項目を一覧としたものを配布する。⑥、インターネット、イントラネットを活用した議会中継については、機器設置などの一時経費、ランニングコスト、中継に係る職員の人的配置などが絡む問題であり、今後は議会中継を実施する方向は確認し、なおその調査を続ける。これらを確認しております。

8. 一般質問について

委員会では、①一括質問、一括答弁、②一問一答方式、③最初は一括質問、一括答弁で2回めから一問一答という3つの形に整理し、どの形がよいのかを検討しております。委員会としては、一問一答方式も現在の一括質問、一括答弁も項目ごとの質問の回数は同じであることから、当面、一般質問は現行どおりとし、既に実施している他自治体の会議規則などの調査を行い、実施の成果がどのようなものであるかの動向を見きわめながら、引き続き一問一答方式の採用と当局から要請のある反問権について調査していく

べきものとのまとめとなっております。

9. 議員研修について。

研修の成果がより一層向上するような実施の方法も今後は検討しながら、従来どおりの議員研修は毎年実施すべきであるとのまとめとなっております。

10. 広報・公聴について

議会広報については、市民が議会広報に求めているもののニーズをいち早くとらえて対応し、広報公聴という側面から議員活動の掲載といったことについても検討を加えていかなければならないということを確認しております。

11. 審議会について

法で定められている審議会以外の議員の参加について協議を行っております。策定の段階から参加することは、自分で作成して自分で議決することになり、矛盾するのではないか。審議会などに参加して意見を述べ、議員以外の他の委員の意見を聞くことは非常に意義がある。立案、策定の段階から市民や当局と一緒に参加していくことは、市民感覚を政策に実現していくという点で非常に有効である。議決は議決として、きちんとした判断をくだすという基本姿勢を持てば参加は問題ないといった意見が出されております。

また、委員が議会代表として審議会などに参加しているという立場を明確にするならば、議長への委嘱議員の推薦依頼や参加している議員が議会に情報などをフィードバックする仕組みも検討されるべきではないかとの話もございました。

委員会としては、委嘱をしている当局から、その委嘱の趣旨、意見などを聞いて、議員がある程度一致した理解のもとで対応しなければならない面もあることから、当面は現行どおりとし、引き続き議員全体で協議を進めることが必要であるものとしております。

以上、議会改革特別委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これより、ただいまの報告について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） どうも御苦労さまでございます。

議会報告会について来年3月から速やかにというふうなことで、内容についてはいろいろまた協議していくことになると思いますけれども、年何回とか、それからどういうふうな規模でとか、そういうことも話題の中に入ったのかどうか、そこら辺をお聞きし

たいと思います。

それから、一般質問に対する傍聴者の関係ですけれども、一般質問、一括で質問して一括の答弁という中身が、傍聴者にとっては3つも4つも項目ありますと、何をどういうふうに議員が主張しているのかというのが議論の中でわからなくなってくるというようなことで、私はこのやり取りをわかるように質問の趣意書を、当局に上げたようなものを傍聴者にも配ったら、より内容がわかるんじゃないかということで提案しましたが、後で報告するからわかるとか、そういうふうな書き方、そうじゃないと思うんですよ、私は。その場でわからないと、やはり傍聴に来た意味がないので、これについて、なぜこういうふうな結論に至ったかというのをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、一般質問の一問一答方式も私は要望しておりましたけれども、当局との関係では何回ぐらい折衝したとか、反問権の問題も書いてありますけれども、そこら辺のところを議会改革特別委員会としてどのような内容を当局とお話されたのかというようなことをお聞きしたいと思います。

それから、広報・公聴というようなことで議会広報なのですけれども、隣の市町村あたりでもこの議案に対してどの議員が反対したか賛成したかというようなことを書いてあるわけです。名前入りで。そういうようなことも私は今後の議会活動にとって、議会広報にとって必要だということで提案しておりましたけれども、これを見ますとそのようにならなかったというのは何か問題があったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 19番。

○議会改革特別委員長（大谷貞廣） まず一番最初の議会報告会ですけれども、本特別委員会で審議する前に会派代表者会議で実質的なものを含めてかなりの部分まで協議した経緯があることはおわかりいただけたと思います。委員会では具体的にどの会議で実施を具体化していくかということまでは決めておりません。いずれ改選後の早い時期に議員全体で協議されていくものと考えております。その際に先ほどの会派代表者会議での資料や今回の委員会での先進地の実施要綱などが生かされてくると思っております。

それから、一般質問の件ですけれども、傍聴者に通告書のコピーを配布することは、内容がわかりやすくなって傍聴者も増えるかもしれませんが、委員会では、「一

一般質問は傍聴者に聞いてもらうことを第一の目的とするものではない」ということを確認しております。通告書は議案と同じく取り扱われるものであって、これを配布することは議場で配付されるすべての資料の配布にまでおよび、影響が大きくなってまいります。これらのことから委員会では現行どおり質問の項目を一覧表としたものを配布することとしております。

一問一答方式のことですが現在の本議会の会議規則では一問一答方式を採用できないことを全国市議会議長会へ問い合わせをして確認しております。採用している自治体は会議規則を改正して対応、申し合わせ事項で対応、議会基本条例を作成して対応など、さまざまな方法があるということと、採用している自治体での実施の成果については調査が必要であるとの説明が事務局からありました。このことから、まだ調査が必要であり、採用する・しないの方向性までは委員会では導き出せなかったというものであります。

反問権については、委員会では「一問一答方式を採用するなら反問権を付与すべき」という意見が大勢でありました。反問権についても一問一答方式の採用と同様に、会議規則の改正などが必要であって、その実施状況も見極める必要があることから、一問一答方式の採用と一緒に調査していくべきものとしております。

議会広報の賛成・反対の掲載については、議会広報編集委員会の編集方針の中で決定されていくべきものであって、委員会が対応していくべきものとしております。ただ、議会広報は議会全体の広報であることも確かであり、その点からの調整は発行責任者の議長が行っていくこととなることは確認しております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） まず議会報告会についてですけれども、やはり3月議会が終わった時点で、すぐスムーズに移行できるように、こういう希望でこういうふうにするんだというところあたりまでは、やると決めたからにはそこら辺までの段取りは私は決めてもよかったのではないかと、そういうふうに思うわけです。

それから、一般質問に対する傍聴者の資料というんですか、すべての資料を出さなければいけないというような答弁がありましたが、私はそういうようなことは言ってないのですよ。

それから、反問権に対する当局との折衝ですけれども、この中身についてどういうお

話し合いがあったということをお聞きしたかったのですけれども、そこら辺の話し合いがあったと、協議があったというようなことを書いてありますけれども、どういう中身でこうなんだというようなことの報告をお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○議会改革特別委員長（大谷貞廣） 反問権の中身については、当局とはまだコンタクトはしておりません。ただ、全体として審査報告書ならびに会議録を議長あてに公文書で提出しております。これを改選後の議会、議員にどう引き継いでいくかになると思いますけれども、議長が本委員会で今後の検討課題としたものを一覧表としてまとめて、引き継ぎ書の形で残していくことのお話を伺っています。これによって本委員会での審査内容は、確実に継承されていくものと思っています。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないので、これで質疑を終わります。

これで議会改革特別委員会報告を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

【市長の発言】

○議長（藤原幸作） なお、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 議員の皆様、まずもって去る11月30日から本日に至るまで、今定例会にご提案申しあげました案件について、いずれも原案のとおり決定、議決いただきありがとうございます。

議員各位におかれましては、今定例会が在任期間における最後の定例会となりましたが、この間、地方分権を踏まえた総合的な議論の中で潟上市行政の推進に貴重なご提言、ご指導を賜りましたことに敬意と感謝を申し上げます。

思い起こせば皆様は平成18年1月の前回選挙において、在任特例時の52名から22名定数の狭き門を見事当選されて潟上市議会選良として潟上市のまちづくりに新たな歴史を刻み、今日に至ったのであります。私としても感無量のものがあります。

今、政府におかれましては、政権交代によって政治主導を旗印とした行政刷新会議の事業仕分けなど、予算編成や税制改革などの政治手法が大きく様変わりしておりますこ

とは皆様ご承知のとおりであります。

私たち地方においても厳しい経済不況の中にあって、雇用情勢の悪化や少子高齢化への対応、地域再生や行財政改革への取り組み等々は喫緊の行政課題だと思っています。潟上市として日々、合併の成果と検証を重ねながら、次代につなぐ夢あるまちづくりを進めることが今を生きる私たちの使命と心しております。

さて、聞きおよぶところ、今のところほとんどの方は引き続き市議会に立候補をされることですが、ご健闘をいただき、めでたくご当選により、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。

また、後進に道を譲り、ご勇退される方々におかれましては、今後たとえ市議会の議席を離れられましても、ご在任中と変わることなく市政に対して従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、くれぐれも健康にご留意くださるようお祈り申し上げ、あいさつと致します。ありがとうございました。

【議長のあいさつ】

○議長（藤原幸作） 石川市長から温かいごあいさつを賜りまして本当にありがとうございました。

私どもの任期は平成22年2月21日までであるわけですが、今定例会でもって最終ということになったわけですが、この4年間にわたりまして市当局ならびに議員各位から議会運営につきまして特段のご配慮を賜りましたことを厚く御礼申し上げます、議長のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

これにて平成21年第4回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 1時54分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 佐 藤 昇

〃 署名議員 伊 藤 博